

釜石市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和6年9月9日から令和7年2月6日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年3月6日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	総務企画部総合政策課	令和6年 9月 9日から令和6年 9月 12日まで
2	総務企画部税務課	令和6年 9月 17日から令和6年 9月 20日まで
3	建設部建設課	令和6年 9月 30日から令和6年 10月 3日まで
4	建設部都市計画課	令和6年 10月 7日から令和6年 10月 10日まで
5	文化スポーツ部国際交流課	令和6年 10月 21日から令和6年 10月 24日まで
6	文化スポーツ部文化振興課	令和6年 10月 28日から令和6年 10月 31日まで
7	文化スポーツ部スポーツ推進課	令和6年 11月 11日から令和6年 11月 14日まで
8	産業振興部国際港湾産業課	令和6年 11月 18日から令和6年 11月 21日まで
9	産業振興部水産農林課	令和6年 12月 2日から令和6年 12月 5日まで
10	産業振興部商工観光課 産業振興部商工観光課働く婦人の家	令和6年 12月 9日から令和6年 12月 12日まで
11	保健福祉部健康推進課	令和7年 1月 6日から令和7年 1月 9日まで
12	保健福祉部高齢介護福祉課	令和7年 1月 20日から令和7年 1月 23日まで
13	保健福祉部子ども家庭課 保健福祉部子ども家庭課すくすく親子 教室	令和7年 2月 3日から令和7年 2月 6日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

令和5年度及び令和6年度における財務に関する事務の執行状況

第4 監査委員の除斥

監査の対象で令和4年度を一部実施したため、佐々木勝監査委員が関係する事項については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の着眼点

監査対象に係るリスクの重要度等を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。 ○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。

補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。 ○ 交付条件どおりに履行されているか。 ○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
収入事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。 ○ 調定の時期及び手続は適正か。 ○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。

第6 監査の実施内容

- 1 釜石市監査基準（令和2年釜石市監査委員告示第3号）に準拠し、令和6年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第7 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

ただし、事務処理の一部に問題点も見受けられたため、以下に掲げる事項については適切に措置されたい。

（指摘事項）

1 総務企画部総合政策課

地域情報通信基盤整備推進事業放送施設機器購入において、契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定（予定価格20,000千円以上の動産の買入れ）により、議会の議決に付さなければならない契約であるが議決を経ずに契約し取得していたため、速やかに追認の議決を得るべきであると事務処理の適正化を求めた。

2 建設部都市計画課

市営住宅管理費の消耗品購入において、年度末である3月に同一業者に分割発注する少額随意契約の事例が複数見受けられたので、適切な契約手続による購入と計画的な予算の執行を行うべきであると事務の適正化を求めた。

3 産業振興部水産農林課

- (1) 釜石市魚市場水揚増強対策協議会事業補助金において、補助事業完了後の履行確認で用途の正当性を証明する証拠書類（領収書、預金通帳等）の確認が必要であるが、一部不適切な履行確認があったことから事務処理の適正化を求めた。
- (2) 釜石市魚市場運営支援事業補助金において、前金払請求書では必要理由として記載している支出計画内訳額が補助金交付申請で提出された収支予算書の内訳と相違して記載されていた。また、事業実績書では事業財源で補助金以外の収入を全て自己資金として報告している

記載誤りが見受けられた。いずれも補助事業者に対して補正を求めずそのまま受理していたことは補助金の使途について明確とはいえず、さらに補助対象経費の確認についても一部不適切な履行確認があったことから事務処理の適正化を求めた。

4 産業振興部商工観光課

釜石物産センターの賃貸フロアの使用料において、2階フロアの使用料（1,020 円/㎡）で算出すべきところ1階フロア（1,540 円/㎡）で算出して過大に徴収していた事例が1件あったことから事務処理の適正化を求めた。